

令和4年第16回

荒川区教育委員会定例会

令和4年8月26日

於)エコセンター

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第16回定例会

1 日 時	令和4年8月26日	午後2時
2 場 所	エコセンター	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	高 梨 博 和 長 島 啓 記 坂 田 一 郎 小 林 敦 子 繁 田 雅 弘
4 出席職員	教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生 涯 学 習 課 長 書 記 書 記 書 記	山 形 実 的 場 寛 佐 藤 彰 洋 津 野 澄 人 杉 山 茂 青 谷 宗 彦 小 川 綾 一 丸 田 恭 雅 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 26 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について

議案第 27 号 令和3年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について

議案第 28 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 29 号 荒川区立幼稚園の方向性について（最終案）

(2) 報告事項

ア 令和4年度「二十歳のつどい」の開催方法について（報告）

(3) その他

- 教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和４年第１６回定例会を開催いたします。

本日は、現時点で傍聴の申込みをしていただいている方が６名いらっしゃいます。

また、この後も傍聴を希望の方がいらっしゃることも想定されます。遅れて来られる方も含めて、可能な限り傍聴を許可させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

- 教育長 それでは、傍聴希望者の方の御入室をお願いします。

<傍聴者入室>

- 教育長 傍聴の皆様にあらかじめ申し上げさせていただきます。皆様にお配りいたしました傍聴券に記載の事項をお読みいただき、発言等については控えていただきますよう、お願いいたします。

熱中症を防ぐために、飲み物等は適宜お取りいただいて結構でございます。

それでは、本日の出席者数を御報告申し上げます。本日、教育委員の皆様５名全員出席でございます。

議事録の署名委員については、長島委員、坂田委員、御両名にお願いいたします。

６月１０日開催の第１１回定例会及び６月２４日開催の第１２回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認を頂いたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 それでは承認といたします。

ただいまから、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、審議事項４件、報告事項１件となっております。

初めに、議案第２６号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

- 教育総務課長 議案第２６号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和４年度荒川区議会定例会・９月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

改正の理由でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係

条例を整備するものでございます。

経緯を御覧いただければと思います。令和3年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律と同時に、地方公務員法の定年を段階的に引き上げる等を内容としたしました地方公務員法の一部を改正する法律が成立し、公布されたところでございます。

特別区におきましても、地方公務員法の趣旨を踏まえまして、国家公務員に関する制度との均衡を考慮いたしまして、職員の定年の年齢、給与等につきまして、職員団体と23区全体で統一交渉を行い、令和4年2月7日に妥結をしたところでございます。その統一交渉の結果を踏まえまして、今回、荒川区といたしまして関係条例を整備するものでございます。

改正の内容でございます。大きく五つございます。まず、定年の段階的引き上げでございます。職員の定年を60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げるというものでございます。

下の表を御覧いただければと思います。現行は定年の60歳、令和5年と6年については、定年を61歳という形で、2年間たつにつれて定年を1年間延長していく形になります。令和13年度以降については65歳、これ以降は、65歳が定年となるところでございます。

二つ目でございます。管理監督職勤務上限年齢制でございます。よくお話が出ています役職定年制といわれている制度でございます。役職定年制につきましては、管理職手当の支給の対象職でございます。今回の幼稚園教育職員につきましては、園長・副園長が管理職に当たります。役職定年を60歳といたしまして、職務の遂行上特別な場合を除きまして、役職定年制を設けるものでございます。

三つ目でございます。定年前再任用の短時間勤務の導入でございます。60歳に達した日から定年前に退職した者につきましては、本人の希望によりまして、短時間勤務を認めるものでございます。これにつきましては、60歳になって、その後定年が63歳になっている方、3年間の間については、短時間を希望する方も出てくるかもしれませんので、そういう制度を導入したものでございます。

四つ目でございます。暫定再任用制度の導入でございます。これは五つ目の再任用制度と同じ形でございます。今回、五つ目にございますが再任用制度を廃止いたします。ただし、65歳まで暫定的に暫定再任用制度というものを導入してまいります。

この場合、原則的には、勤務条件といたしまして、再任用職員、再任用短時間職員と同じような形で考えているところでございます。

次ページ以降が、関連する条例でございます。

ちなみに、幼稚園教育職員以外につきましても、同じような制度が導入される予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、質疑がございましたら、お願いいたします。

○坂田委員 基本的には、雇用に関する近年の流れを踏まえた改正だと思います。産業界から見れば、むしろ遅いというか、役所の方が後追いになっているということだと思います。

幼稚園教諭もそうですけれども、小中学校の教員の制度も同じになると思いますが、段階的に定年を上げていくときに、上げている途中で若い新卒の方の採用に影響が出るのではないかと思いますので、その点については何か議論があったでしょうか。

○教育総務課長 先ほどの役職定年制のところでは議論がございますけれども、役職定年制の導入というのが、先ほど坂田委員もおっしゃられましたように、民間ではかなり早めに導入をされてございます。

やはり、定年を迎えて再任用等で管理職などがずっといる形になりますと、若手が育たない、若手の管理職が育たない。または、新規の採用を控えるということがございますので、定年制延長で、新規の採用、また新規の管理職をなるべく育てたいという意向は、今回の改正の趣旨になってございますので、同じように、運用についてもそういった運用が取られると考えているところでございます。

○坂田委員 そういう点もあると思いますけれども、私が申し上げた趣旨は採用枠ということで、定年を引き上げているときに退職される方が非常に少なくなるので、その分、採用をそのまま見合いで減らしてしまうと、採用に非常に大きな影響が出るのではないかと、そういう点なのですけれども。

○教育長 私から説明をさせていただきます。実は、今でも教員、幼稚園教育職員というより教員に顕著になるのですけれども、60歳で定年となっても、本人が希望をすれば65歳まで再任用として勤務することができるようになっております。

一方でそれによって、退職する、いなくなる教員が少なくなるので、新規採用の教員数が少なくならざるを得ないのではないかという御懸念ですけれども、実は今の、取りわけ小中学校においては教員を希望する若い方たちが少なくて、教員の確保に今、四苦八苦している状況でございます。そういった意味では、今回、法律にのっとって定年延長がなされ、正職員として65歳まで勤務していただくことによって、教員の確保が図られるのではないかと考えてございます。

○坂田委員 分かりました。

○教育総務課長 今の補足になりますけれども、今回、幼稚園教育職で、この段階的定年制延長に該当する方たちの対象はありません。今、皆さん40代でございますので、これに該当する方は、幼稚園教育職員ではございません。学校の教員については今、教育長が申し上げた

とおりにかと思っております。

- 坂田委員　そういう意味で、小中学校の方が影響があるということですね。
- 教育長　そのほか、いかがでしょうか。
- 繁田委員　ちょっと教えてもらってよろしいですか。再任用が廃止になって、短時間勤務が導入ということですが、現在の業務遂行には支障がございませんでしょうか。
- 教育総務課長　先ほどもございましたように、当然、再任用の希望も含むようになっていまして、体制はヒアリングをしまして、それに伴う、場合によっては臨時的な雇用も含めて充足をさせることができますので、職務上減るということはありません。
- 繁田委員　ありがとうございます。
- 教育長　今でも60歳になる年に、指導室で一人一人ヒアリングをしまして、定年以降も常勤としての勤務を継続することを希望しますか、どうしますかと確認しています。先ほどもちょっと申し上げたように、教職員が足りない状況がありますので、常勤で優秀な先生たちには残っていただきたいのですけれども、中には御家庭の介護事情ですとか、様々な御事情で常勤はできないけど短時間を希望するという先生もいらっしゃいます。そういった意味ではこの再任用短時間勤務制が導入されるということですが、基本的には今の状況とそう変わらないと考えております。
- 繁田委員　既にそういう勤務をされている方もおられるということですね。ありがとうございます。
- 教育長　どうぞ、長島委員。
- 長島委員　整理の仕方として、現在の再任用制度はなくなると。暫定再任用制度が導入されると。暫定なのであるところでそれなくなると。なくなった後は、定年前再任用短時間勤務制度というのでみんな吸収されると、吸収というのは変ですね、そうなるという理解でよろしいでしょうか。
- 教育総務課長　先ほども申し上げましたように、2年に1歳ずつ進んでいきますので、そこまでは暫定という言い方をしていきます。定年制が65歳になった段階では、今の暫定再任用は終了をする形になります。
それ以降については、また例えば、再雇用ですとか、もう一回雇用をし直すという形になると考えているところでございます。
- 長島委員　わかりました。
- 教育長　そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、坂田委員。
- 坂田委員　管理職の方の規定もございますけれども、私も毎年、管理職の人事を伺っていると、再任用でそのまま重い役職を継続いただく方も非常に多くて、全体としては、やっぱりそこ

もなかなか手が少ないということですので、今後とも、やはり当面は、定年後も役職に就いていただくような方をお願いせざるを得ないのではないかと思います。

一方で、この場でも議論していますように、副校長先生の負荷を低減するという形でなり手を多くしていくといったことも積極的に進める必要があるかと思います。以上です。

○教育長 指導室長。

○指導室長 お話ありがとうございます。特に60歳役職定年で管理職の方がどさっといなくなってしまうということは、東京都の管理職不足に直結することですので、特例制度を東京都の方は設けてございますので、坂田先生のお話を受けて、また荒川区としてもしっかりと管理職についての配置等を考えていきたいと思っております。

○教育長 そのほか、よろしいでしょうか。ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第26号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

○教育長 討論を終了いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

○教育長 異議ないものと認めます。

議案第26号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり異議ないものと決定いたします。

続きまして、議案第27号「令和3年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 議案第27号「令和3年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和4年度荒川区議会定例会・9月会議に認定を付すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。ここに記載がございますように、歳入の決算と、歳出の決算がございます。1枚目のところについては御覧いただいて、2枚目のところで、歳入・歳出をそれぞれ御説明させていただければと思います。

2枚目をおめくりいただければと思います。令和3年度教育決算（歳入）についてでございます。まず総括表でございます。分担金の収入済額が1万8,000円、収入率が1,820.0%。これは科目存置がついた予算現額なので大きな倍率になってございますが、一般的にはそれほどでもない金額と思います。

使用料及び手数料については、３０２万９，０００円、７１．８％。国庫支出金については８，９８７万円、６８．３％。都支出金につきましては、１億１，６８９万９，０００円、７４．４％。諸収入につきましては１，０３１万６，０００円、４２．２％、特別区債が３億７，７００万、４７．６％。全体でございますけれども、５億９，７１３万３，０００円。収入率の合計が５３．８％でございます。

その下の主な収入額の内訳を記載してございます。分担金につきましては、こども園の給食費の過年度分でございます。使用料につきましては教育使用料、学校の施設などを借りた場合の使用料、また目的外使用料。例えば学校施設内にＮＴＴなどのアンテナを置いた場合などがこれに当たります。そのほかに、幼稚園、こども園の保育料を額として計上しているところでございます。

国庫支出金につきましては、施設の環境改善、改修に伴う国庫支出金。また、コロナ対策などの学校保健特別対策事業費補助金、子ども子育て支援交付金については、例えば学校安全パトロールなどがこれに対応してございます。

都支出金については、スクール・サポート・スタッフの配置の支援。あと、学校マネジメント強化モデル事業、これも働き方改革の一環になりますけれども、補助金の対象となっております。また、地域学校協働活動推進事業補助金、そのほかに特別支援教育推進補助金などとなっているところでございます。

諸収入については、奨学資金の貸付金の利用者からの返還金。特別区債については、施設改修に伴うものに充当しますので、特別区債が学校施設等整備事業になっているところでございます。

一昨年くらいから、コロナ対策については別書きをしてございますけれども、収入の減収のところについては、例えば校外施設の賄い、臨海学校が昨年度は中止になりましたし、移動教室についても、中学校が中止になったりですとか１泊になりましたので、その賄い収入、食費分は減ってございます。

また、地方創生推進交付金についても、ワールドスクールですとか体験学習などが中止になってございます。

同じように、東京都の地域学校協働活動推進事業についても、寺子屋の回数などが減ってございますので収入減となっているところでございます。

続いて、７２ページが歳出でございます。歳出の総括表で教育総務費については１９億１，９７７万１，０００円、執行率については８７．２％。小学校費については３７億５，７６０万３，０００円、執行率８７．３％。ここについては翌年度繰越額が記載されてございます。後ほど説明させていただければと思います。中学校費については１５億８，５５４万６，

000円、執行率90.4%。校外施設費については1億592万7,000円、執行率が60.3%。幼稚園費については7億4,839万3,000円、執行率86.0%。合計でございます。81億1,724万1,000円、執行率が87.2%でございます。

その下の印、先ほど少しお話しした翌年度繰越額でございますが310万6,000円、これについては尾久小学校の教育相談室に電気設備の改修を行う予定であったのですが、半導体不足で納期が間に合わなかった形になります。そのために、令和3年度については執行せず、翌年度繰り越しという形で、令和4年度にこの経費が繰り越された形になります。

その下、主な事業については記載がございますように、児童安全推進委員の配置、長寿命化計画の改修、タブレットPCを活用した学校教育の充実、またコロナの感染対策、学校パワーアップ事業、小・中一貫英語教育の推進、特別支援教育の推進、学校図書館活用の支援及び推進が主な事業でございます。

その下、不用額でございます。不用額については決算でよく御議論がございます。事業経費につきましては、大きなところだとコロナ禍の影響による光熱水費の実績の減でございます。学校などが休みをしたりですとか、例えばプールを使わなかったりとか、そういうところで光熱費がかなりな額で実績減になっているところでございます。

また、学校設備改修についても、昨年度は工事などが夏休み期間はできずに減っているところでございます。

就学援助については、見込との差でございます。移動教室については、先ほどの中学校の中止などが入っているところでございます。

事業未実施につきましては、七峡小学校の拡張用地を用地取得する予定だったのですが、地権者との関係で調整が今年度施行に間に合わなかったもので、執行してございません。人件費については、人の入替えに伴う減でございます。

執行努力につきましては、内部人材を活用することによって、選定委員会の報酬などを減額しているところでございます。

契約差金につきましては、主に工事の差金ですとか、教育用コンピューターの差金などが対象になっているところでございます。

その下、不用額のうちの新型コロナウイルス感染症に伴ったものについては、先ほども申し上げましたが、下田臨海学園が中止、また中学校ワールドスクールなどが中止、また、オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦も最終的には参加をしませんでしたので中止といったところでございます。

そのほか、決算の内訳等が個別にございますのと、別紙として「令和3年度主要事業決算資料」という形で、先ほど説明させていただいたものを課別等に記載してございますので、

御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 昨年度の決算について、御説明をさせていただきました。ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

○小林委員 よろしいでしょうか。72ページの「令和3年度教育費決算（歳出）について」というところで、主な事業の執行率ですが、学校パワーアップ事業が80.7%、また、特別支援教育の推進が81.0%となっておりまして、若干執行率が低めになっています。努力の結果ということかもしれないのですが、具体的に何かあれば御説明をお願いできればと思います。

○教育総務課長 努力の結果というか、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、学校の休みなどにもよるのですが、学校パワーアップにつきましては、パワーアップの中で体験授業ですとか交流ですとか、一部の学校の寺子屋のプラスアルファというのですか、通常の寺子屋事業に学校独自にパワーアップ予算を使って、さらに足して寺子屋をやっていたものが中止になっているのが主な減になっています。

また、特別支援教育の推進について、人件費等については執行がそのままできているのですが、例えば卒業生を送る会が中止になったということが主な減額と考えているところでございます。

○小林委員 分かりました、ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、坂田委員。

○坂田委員 全体としては、一時多くのものが中止になるような状況下でしたけれども、今回も中止にせざるを得ない部分もある中で、全体としてはしかし活動が再開できてきていると、若しくは代替措置も含めて維持できるようになってきているということが反映された歳出実績になっているのではないかと思います。

私も小林先生と同様にパワーアップのところがちょっと気になったのですが、先ほどの御回答でよく分かりました。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第27号につきまして、御意見はございますでしょうか。

（「なし」との声）

○教育長 討論を終了いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声）

- 教育長 異議ないものと認めます。議案第２７号「令和３年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第２８号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。これも山形教育総務課長、説明をお願いします。

- 教育総務課長 議案第２８号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関します改正でございます。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に関する対応のため、通常ですと夏季休暇の取得期間が７月１日から９月３０日になってございます。また、今年度も第７波の影響などで夏季休暇を取り切れない場合もあり得ますので、取得期間を拡大するものでございます。

具体的には、左下でございますように、夏季休暇の取得期間を今年度に限り１０月３１日まで延ばす形になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- 教育長 本件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。
- 坂田委員 今年度もこの状況下ですので、こういった措置を今年度も適応することについては妥当だと思います。

ちなみに質問ですが、小中学校についてもこういった配慮はされているのでしょうか。

- 教育長 私から回答をさせていただきます。基本的には区の職員も含めて同じような取扱いになっております。

また、荒川区では数年前から、幼稚園、学校の教員の方々が夏休みをきちんとお休みできるように、教育活動休止日というものを設けてございます。１週間ほど集中してお盆の時期に設定しており、その間は基本的には幼稚園や学校について、特段の必要性がなければ行事を入れないようにし、保護者の方、地域の方からも御理解を頂いて、教職員の処遇改善にも努めてございます。

- 教育総務課長 今の補足をさせていただければと思います。教育活動休止日というのが、教員の中、また地域の保護者の皆さんの御理解がかなり進んできた形で、実際休めてきております。コロナが流行し出したときについては夏休みが短縮になって取れないところもあったのですが。

ちなみに、昨年度の幼稚園教員については、期間の延長は昨年度も同じようにしたのですが、実際には８月中までの間に１００％終了しております。

- 坂田委員 なるほど。そういう意味では、教育活動休止日というのが定着したことの効果が非

常に大きいということですね。

- 教育長 そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

(「なし」との声)

- 教育長 討論を終了いたします。

議案第28号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

- 教育長 異議ないものと認めます。議案第28号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第29号「荒川区立幼稚園の方向性について(最終案)」を議題といたします。佐藤学務課長、説明をお願いします。

- 学務課長 議案第29号「荒川区立幼稚園の方向性について(最終案)」について、御説明を申し上げます。

提案理由でございます。荒川区立幼稚園の方向性について(最終案)、今後の取組方針を定めるため進めていくものでございます。

それでは資料になりますが、資料119ページを御覧ください。内容について御説明させていただきます。

まず1のパブリック・コメントの実施概要でございます。意見募集期間につきましては、7月1日から7月14日まで行ってございます。閲覧場所につきましては、学務課、情報提供コーナー、また区ホームページから閲覧いただけるよう実施してきたところでございます。

2に、パブリック・コメントの実施結果をお示ししております。(1)意見提出者でございますが、全体で261名の方から意見を頂きました。

(2)意見の内訳でございます。全体で476件頂きました。全体に関する意見が50件。区立幼稚園の教育内容の充実についてが198件。地域バランスに配慮した再配置についてが177件。私立幼稚園との連携が25件。その他の意見として26件頂いております。(3)意見の取扱いでございますが、最終案に反映する御意見が45件。既に記載済みの意見が17件。既に実施しているものが46件。参考として受け止めるものが368件という形になってございます。

3の提出された意見の概要とそれに対する区の考え方につきましては、121ページからの資料に「実施結果について」という形で、意見の内訳につきましては、さらに細分化した形でお示しをさせていただいております。

説明資料に戻りまして4の説明会の実施状況等でございます。(1)保護者説明会でございますが、7月7日から13日まで、各幼稚園、こども園で実施をさせていただきました。

主な意見につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

裏面をおめくりいただきまして、(2) 町会説明会でございます。7月5日から12日まで、各町会連合会の会議に出席させていただきまして、御説明をさせていただきました。主な意見といたしましては、記載のとおりの内容となっております。

説明会及びパブリック・コメント等に基づきまして、5の最終案に追記した主な内容をお示ししております。

まず1点目ですが、給食提供の早期実施の検討でございます。最終案が193ページから資料として付けさせていただいておりますが、早期実施につきましては、最終案のこちらの資料でいきますと202ページ、207ページに具体的な記載をさせていただいております。

2点目として、特別な支援を要する園児への支援の検討ということで、送迎の支援、また私立幼稚園との連携といったところもお示しをさせていただいております。同じ202ページの方に、そちらも記載をさせていただいております。

3点目といたしまして、再配置の考え方の明確化というところで、こちらにつきましては、最終案201ページ、203ページ、204ページ、205ページという形で資料を御覧いただければと思います。

また4点目として、閉園後の施設の有効活用でございますが、併設校における特別支援学級等の設置に向けた検討を進めていきたいと考えております。最終案で204ページ、205ページに意見の内容を書かせていただいております。

今後の予定といたしましては、8月31日文教・子育て委員会に本件を御報告させていただきたいと思っております。

また、本件につきましては、幾つか意見書等を御提出頂いております。こちら215ページから247ページにつきましては、荒川区立幼稚園の方向性への意見提出を添付させていただいております。

次に、249ページにつきましては、「区立幼稚園・子ども園の存続について」。251ページが、「区立幼稚園・子ども園の廃園反対、子どもたちの未来を守る区政を希求する要望書」を添付しております。

253ページから257ページにつきましては、「公立幼稚園の再配置計画案に関する陳情書」。最後に、259ページが教育長宛てのお手紙となっております。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 本件につきましては、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

○坂田委員 この園児の皆さんの数について、この10年間で非常に大きな構造変化があって、私立も含めて幼稚園に通われるお子さんが少なくなって、保育園が非常に大きく拡大したと

ということがあるわけですが、今回のような措置をしますと、区内で、やはり残る4園にある程度遠くから通わないといけない、そういったお子さんが出てくることが想定されるのではないかと思います。その辺のお子さん方の移動の制約と安全問題については、どのような検討をされたかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○教育長 どうぞ、学務課長。

○学務課長 お子さんたちの通園の関係でございますけれども、現在、区立幼稚園に通われるお子さんたちにつきましては、保護者の皆さんと徒歩、又は自転車等を活用いただいて通園を頂いているところでございます。

今、御指摘頂いたとおり、園が縮小することによって通園距離が長くなるといったところについては、我々の方でも支援をしなければいけないということは念頭に置いております。

その中で、先ほどお示ししましたとおり、特別な支援を要する園児の皆さんにつきましては、移行した段階で私立幼稚園での受入れもどこまで進むかというところは、我々としても心配しているところですので、区立幼稚園に通っていただけるように送迎の支援というものをきちんとしていきたいと思っております。

また、送迎の方法でございますけれども、今、まだ検討段階ではございますが、マイクロバス等で送迎をするのか、また個別にタクシー等を我々の方で委託して送迎するのかといったところにつきましては、お子さんたちの状況とどれくらいの需要があるかといったところも見極めながら検討をしていきたいと思っております。

○坂田委員 関連しますので、続けてもう一つよろしいですか。

○教育長 どうぞ。

○坂田委員 今、お話のように、特別な支援を要するお子さんに対する配慮が、この措置を想定する上では必須ではないかと考えます。特別な支援を要するお子さんについては、区立幼稚園の役割が非常に大きいと思います。

したがって、今おっしゃったように、そういったお子さんが区立幼稚園に安全に通えるような措置というのは必須ではないかと思います。いかがでしょうか。

○教育センター所長 まず、特別な支援を要するお子さんが安心して通うことができるように、特別支援教育の補助員を配置していきたいと思っております。これまでも配置してきていたのですが、これからもしっかりと継続をしていきたいと思っております。以上です。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

○長島委員 よろしいでしょうか。区立幼稚園の果たしている役割でパブリック・コメントを見せていただくと、幼小連携の事業とかで先駆的に取り組んでいるというコメントが結構あったのですが、具体的にいうと、町屋幼稚園と第七峡田小学校でしょうか。実際にどういうこ

とをやられていたのか、ちょっと説明してもらえますか。

- 指導室長 まず幼小連携につきましては、町屋幼稚園と第七峡田小学校がモデル校としてやっておりますけれども、大前提としまして、どこの園も小学校も幼小連携については進めているところです。

その中で、町屋幼稚園と第七峡田小学校がモデル校園として、研究として取り組んでいるもので大きなものとしましては二つございまして、一つは、今まで教育課程の指導計画というものは幼稚園は幼稚園、小学校は小学校で作成していたものを、幼稚園の5歳児の部分と小学校の1、2年生の部分を一まとまりにした指導計画を作成しようということで、その研究を行っていることが1点ございます。それをやることによって、幼稚園から小学校へ滑らかな接続につながっていくのではないかとこのところを進めております。

もう一つは、「ななはけラボ」といいまして、小学校の中の一部屋に、幼稚園児でも小学校低学年でも活用ができる学びの部屋というものを設置しまして、その活用方法を研究しているところでございます。

研究内容としては以上になります。

- 長島委員 続けていいですか。同じくパブリック・コメントの中に、東日暮里幼稚園、第三日暮里小学校と同じ建物の中にあるということが書かれていますが、そのような形の幼稚園はほかにはないという理解でよろしいでしょうか。
- 学務課長 ただいま、学校との併設園につきましてはですが、先ほどありました第七峡田小学校、そして今、御指摘頂きました第三日暮小学校、そして尾久第六小学校が尾久第二幼稚園と併設をしている形になってございます。
- 長島委員 ありがとうございます。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、繁田委員。
- 繁田委員 先ほど特別支援のお話で、それと関係するのかもしれないのですが、あと今、小学校との連携というのがあって、私立幼稚園との連携みたいな、情報交換が分からないですけど、もしそういうものがあれば、具体的なことがあれば教えていただけたらと思います。
- 指導室長 私立幼稚園につきましては大々的にということではございません。例えばですが、私がいた第六瑞光小学校では、私立の幼稚園のお子さんたちが、運動会のときに第六瑞光小学校の体育館を使用するですとか、そうしたことをやっているところはございます。

あと、区としましては、先ほど町屋幼稚園と第七峡田小学校のモデルの研究会の中で、名称が長いのですが、「荒川区就学前教育と小学校教育との理想の円滑な接続を図るための教育課程の研究開発委員会」というものを設置してございまして、そちらに私立の幼稚園長先生をお招きして、この研究について一緒に参加をしていただき、幼小連携の共通理解を図っ

ているところでございます。

- 繁田委員 あと、先ほど坂田委員の御質問に関連するのですけれども、通園の距離とか時間は、どうしてもやっぱり同じ場所に住むと長くなってしまう場合があると思うのですが、それは私が不勉強で申し訳ないのですが、都内のほかの区市町村と比べて予想される通園の時間なり距離なりというのが、何かデータがもしあれば教えていただきたい。
- 学務課長 具体的なデータというところはございませんが、今ですと、例えば区立幼稚園に通われているお子さんたちは、大体１キロ圏内くらいで通われているお子さんが多数おります。１キロといいますと、自転車ですと大体３分から４分くらいで通われているような距離になってございます。

ほかの自治体の例などは、ちょっと具体的な例はございませんけれども、ほかの自治体でも、荒川区より幼稚園数が多い自治体、実際７区しかなくて、ほかは荒川区よりも少ない状況でございます。

そう考えますと、荒川区も２３区内で大きな区ではないので、そういう意味では、ほかの区でも、そういった距離をそれなりに保護者の皆さんと一緒に通園しているような例もあるのではないかと考えております。

- 繁田委員 ありがとうございます。
- 教育長 そのほかございますか。どうぞ、小林委員。
- 小林委員 よろしいでしょうか。パブリック・コメントを読ませていただきました。２６１名の方から、２週間の間で４７６件の意見ということで、非常にこの課題に対する関心の高さが伺えました。

パブリック・コメントを全部読ませていただきまして、荒川区の区立幼稚園が、幼児教育においてこれまで極めて重要な役割を果たしてきたのだということが大変によく分かりました。読ませていただくと、思い出がたくさん詰まっているとか、公立ならではの伸び伸びとした教育ができたとか非常に評価する御意見が多くて、このコメントを読ませていただきながら、子どもにとって身近な環境に幼稚園があるということがいかに大切なのかということをお教えされた次第です。その意味で、このコメントを寄せてくださった皆様方に本当に感謝しております。

その上で、今回、新しい区立幼稚園の再検討の必要性が出来てきているのですが、これが単に行政の効率化ではないと、私自身は理解しているのです。

荒川区の幼児教育ですが、いかに質の高い幼児教育を荒川区で実現していくのか、また、質の高い幼児教育をいかに継続できる体制にしていけるのか。また、質の高い幼児教育をいかに荒川区全体で広めていくのか。これは、私立幼稚園も含めてですが、そういったスタンス

から基本的な方針が出されているのかなと思っております。

その上で、こういった最終案が出されてきているわけです。今後は、ぜひ荒川区全体の幼児教育の質を継続的に高める体制を構築するという意味で、今回の再編の方向性には積極的な意義もあるのではないかと考えております。

ただ、やはりこれまで区立幼稚園が果たしてきた役割は非常に大きなものがあると思うのです。現在 8 園ありまして非常に評判も高いですし、いろいろとホームページでも見せていただいたのですが、非常にいい実践をされている幼稚園がたくさんあるわけです。8 園を 4 園にするということで、半減ということですので、そのことに関しては、やはり丁寧な説明が必要ではないかと考えております。

よりよい幼児教育の実現に向けて、行政と民間が協力をし合いながら実現できるというのではないかと考えております。それを踏まえた上で、幾つかの質問です。

給食の提供と預かり教育に関しまして、質問いたします。給食の提供ですが、これはどのような形態を考えておられるのかということが 1 点目です。

それと、預かり教育ですが、現在の預かり教育の利用状況についてと、預かり教育に関してかなりパブリック・コメントの中でも早期実現してほしいという意見があったと思うのですが、どのような状態かということに関しまして、2 点についてお願いいたします。

- 学務課長 まず 1 点目の給食提供の件でございますけれども、現在の区立幼稚園においては給食室を新たに整備するというのはスペース的な課題もございまして困難な状況でございます。したがって、今検討しているのはお弁当給食という形で、お子さんたちに届けたいと思っております。

パブリック・コメントなどにも、やはり御家庭のお弁当ですと保護者の方々の負担もあると、また一方で、栄養バランスが、逆に好きなものばかり入れてしまって偏ってしまうとか、また、給食なら嫌いなものも積極的に食べてくれるのではないかと、みんなと同じものを食べてくれるのではないかとといった御意見もございまして、そういった形で、子どもたちに食育という視点でしっかり食べていただけるようなものを検討したいと。また一方で、アレルギーの対応ですとかそういったところも慎重にやっていかなければいけませんので、その辺を含めて、今検討をしていきたいと考えております。

もう 1 点、預かり教育についてでございますが、日暮里幼稚園で行っている預かり教育の状況ですけれども、資料で 201 ページに添付させていただいております。現在、月額の利用につきましては、全体定員 25 人の枠でございますが、令和元年度から 12 人、25 人、23 人と、御利用枠はほぼ埋まっている状況で利用いただいております。

また、日額の利用者につきましても、定員 10 人のところおおむね御利用いただいている

かなと思っております。

一番下に延べ利用者数というものを載せさせていただいておりますが、年々御利用される方は増えているという状況でございますので、やはり保護者にとって、そういった預けられる時間が少しでも延びるというのは利便性も上がるのではないかと考えております。

○小林委員 ありがとうございます。

○教育長 どうぞ、坂田委員。

○坂田委員 一番最初に、もっともクリティカルと思う点について質問をさせていただいたのですが、全体としては今、小林委員がおっしゃったことについて全面的に賛成です。

やはり区立幼稚園の役割というのを、今回のこの提案を通して、我々は再認識したということではないかと考えております。

全体として、二つさらに質問があって、一つは、8園を4園にするということの中で、教育の充実ということを考えますと、やはり子どもたちのクラス編成が充実することが大事と考えます。このパブコメの中にもそういった意見が幾つもございますけれども、子どもたちの数があまりに少ないと、子どもたち同士の学びと遊びを通じた教育の機会が減ってしまいますので、子どもたちの数がやっぱり一定数になることの教育効果はあろうかと思えます。

ただ、8から4をするときに、うまく子どもたちが4園でそれぞれが集団として成り立つようになってもらわないと、一部の園ではそういった効果が見られないということになってしまうので、8から4にするときの4園の配置というのは極めて重要ではないかと思うのですが、この点については、どういう御議論があったのでしょうか。

○学務課長 今、御指摘頂きましたとおりで、集団教育、集団活動の大切さといったところには非常に視点を重く持たなければいけないなと思ってございます。十分な集団活動が行えない、また園行事の活性化に支障が出るなどあっては、お子さんたちにとっても十分ではないのかなと思ってございます。

その点を踏まえまして、幼稚園の再配置というところで、資料でいきますと9ページに、区立幼稚園また私立幼稚園の配置の状況を載せさせていただいておりますが、まず、区の幼稚園につきましては、私立幼稚園との通園エリアができるだけ重複しないような形で配置する園を検討してございます。

また、現在通われているお子さん、これまで通われていたお子さんの、こういった地域から、特にその幼稚園に通われているかということも見定めながら、今、こちらの図にあるような赤字で示されている4園に再配置を考えたところでございます。

○坂田委員 もう一つ、よろしいでしょうか。同じく保育の質の充実という意味で、先ほどの小林委員の御質問にありました給食の問題と保育の時間の延長、それから給食では、例えばア

レルギーに対する配慮とか、そういったことも必要になってきますので、そうしますと、やはり職員の方はその分多くの労力が必要になると考えます。

今回、8園から4園になることに伴って、廃園になるところの職員の方に異動していただいて、そういった専門性を持って教育の充実に当たっていただくというようなことは当然考えるべきではないかと思うのですが、その辺の今おられる方々の処遇については、どのようなことを考えておられるでしょうか。

- 指導室長 今、坂田先生がおっしゃるとおり、教育の充実ということが非常に大切になってまいります。廃園となる4園の幼稚園の先生方につきましては、存続する幼稚園に再配置を考えてございます。

現在、専任講師が3歳児を受けもっておりますけれども、その部分を正規の教員を配置します。また、存続する園では預かり保育が行われますので、そこに正規幼稚園教員を配置して教育の充実に努めていきたいと考えてございます。

- 坂田委員 そういう意味では、今、教育に当たっていただいている方々は、新しい形で本人が希望されれば、皆さん新しい教育の充実のために尽力を頂けるという方向だという理解でよろしいでしょうか。

- 指導室長 これまでの研修等々で、幼稚園教員の先生たちも力をつけてまいりましたし、パブコメでも幼稚園の先生たちの力があるというお言葉も頂いておりますので、ぜひ、その先生たちの力を活用していきたいと考えてございます。

- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。

- 長島委員 よろしいでしょうか。大前提というか大きな背景として、幼児人口の減少ということもあると思うのですが、資料として最終の14ページから令和4年度までの年齢人口の推移が示されているのですが、令和5年以降の年齢人口についてはどのような捉え方というか、どう予測されているのでしょうか。

- 学務課長 現在、こちらの方向性をお示した背景には、これまで御指摘があったように、お子さんたちが減少しているという事実を見ながら、この再配置をまず検討させていただいてございます。今いるお子さんたちに対して、どの配置が、どの規模感が大事なのかというところで、この4園をまず検討したといったところです。

ただ、今現在、出生されているお子さんたちの状況を見ますと、5歳から3歳で見えておりますけれども、さらにその下のお子さんたちを見ていきますと、人数的には1%か2%くらいで、荒川区のお子さんたちは減少しているようなところも見えております。

まだちょっとこの先については、具体的には見えていないところですが、ただ、お子さんたちの人数については少し下がってしまうのではないかという認識を持ってござい

す。

○長島委員 ある地域ではいろいろな状況で増える要素があるのではないかと、そこら辺のところはいかがですか。

○教育長 どうぞ、教育施設課長。

○施設課長 荒川区の地域性で、まだまだマンションが建設されている地区、それから今後区の再開発事業があるのですけれども、具体的には日暮里地区になりますが、そういったところはかなりファミリー世帯が増える可能性があるということで、一定の子どもたちの数は増えるということも考えております。

ただ、全体として見ますと、今、学務課長の話があったとおり、区全体としては、子どもの数は今後減っていくという認識でございます。

○長島委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、繁田委員。

○繁田委員 一つだけ、質問というより要望なんですけど、預かり教育をモデルで、日暮里幼稚園でやっていらっしゃるということなのですが、表を見ますと、利用者数はやっぱりかなりの数だと思いますので、4園に減るにしろ恐らく皆さん御利用を御希望されると思うので、くれぐれも安心して預けられるように人員配置をお願いしたいと思います。

○学務課長 今、御指摘頂きましたとおり、先ほど指導室長からお話しさせていただきましたけれども、しっかりと職員の皆さんを再配置して、お子さんたちをサポートしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」との声)

○教育長 特になければ討論を終了いたします。

議案第29号につきまして、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

○教育長 異議ないものと認めます。

議案第29号「荒川区立幼稚園の方向性について(最終案)」は原案のとおり決定いたします。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和4年度『二十歳のつどい』の開催方法について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 「令和4年度『二十歳のつどい』の開催方法について」報告いたします。

初めに、令和3年度の実施状況でございますが、新成人18名による実行委員会を設置し実施いたしました。そのときは、コロナ対策として中学校単位で3部制、各部45分で開催

をいたしました。

評価といたしましては、会場で開催できたことによる喜びの声、3部制による会場の密が回避できた、新たに設置したフォトスポットが記念になると好評でございました。一方で1部当たりの式典の時間が短く物足りなかったという声もございました。

次に、令和4年度の開催方法ですが、令和3年度の評価を踏まえ、今回は2部制とし、感染対策を十分に講じた上で実施したいと考えてございます。

開催年月日は令和5年1月9日の成人の日でございます。日程につきましては、昨年度の対象者へのアンケート結果や、都内22区はすべて成人の日に実施予定ということを踏まえ実施してまいります。会場はサンパール荒川大ホールで、対象者は約1,750名でございます。

例年、約50%の出席率でございますので、今回の出席想定数は約900名を想定しております。

実施方法は、会場で2部制といたしますが今年度もライブ配信を併せて実施いたします。なお、感染状況により開催方法は検討してまいりたいと考えてございます。

会場開催の時間ですが、1部、2部とも今回は1時間とし、恐れ入ります裏面を御覧ください。第1部は、五中、七中、九中、尾久八幡中、原中といたします。第2部は、一中、三中、四中、南千住第二中、諏訪台中でございます。

次に、記念品でございます。二つございまして、一つ目は、実行委員会で選定するもの、こちらは、ちなみに昨年度はタンブラーでございました。また今回は、実行委員会で選定した記念品に加えてリニューアルされた「あらかわ遊園」に足を運び、若者に楽しんでいただきたいという思いから、子ども家庭部と連携し、あらかわ遊園の一日フリーパスをお渡しする予定でございます。

その他として、ライブ配信やアーカイブ配信、デジタルフォトフレームの提供等は、今年度も引き続き行います。また、今後についても、引き続き実行委員企画など、当日の内容も含め、実行委員会で検討をしてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。
- 繁田委員 一つ教えてください。去年も同じ質問をしていたら申し訳ない、実行委員の方はどんな形で選出されるのですか。
- 生涯学習課長 実行委員は、各学校に推薦依頼、またホームページ等で公募もしてございます。
- 繁田委員 学校というのは区内の。
- 生涯学習課長 中学校でございます。卒業生でそういった方はいませんかということで中学校

にお聞きします。今回対象になるのが二十歳の方になりますので。

- 繁田委員 そうですね。大学は一つしかないの。タイムカプセルだと各学校で。
- 生涯学習課長 OBの方々などで行っています。
- 繁田委員 ありがとうございます、了解です。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、小林委員。
- 小林委員 こういった時代だからこそ、ぜひリアルでやりたいなと思っておりますので、準備、あるいは当日は大変かと思うのですが、よろしくお願いいたします。

それと、昨年度は式典の時間が短く物足りなかったということがあったので、昨年度45分から、今年度は少し時間を長めにしたということで考えてよろしいですか。

- 生涯学習課長 小林委員のおっしゃるとおりでございます。45分というのは、式典と実行委員会企画の二つが45分に入りましたので、結構、体感としてはあっという間だったかなというところがございます。

感染対策として3部制にしたため、45分という短い時間になりましたが、今年度は2部ということで1時間にさせていただいて、より二十歳の方々をお祝いできる時間を充実させていきたいと考えてございます。

- 小林委員 ありがとうございます。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。
- 坂田委員 私も感染対策を十分にした上で1時間程度であれば可能ではないかなと思うのですが、ほかの事例なんかを見ますと。昨年度は式の後、特段問題があったとかそういうことはなかったでしょうか。
- 生涯学習課長 昨年度は、警察の方々からも、今までで一番安全な成人式だったと、お褒めという言葉を頂きまして、私も会場の外を周っていたのですけれども、ごみとかもほとんどなく、新成人も久々に集まれた、コロナ禍でも人に会えたという喜びの声の方が大きかったのかと思います。

そういった人と人との出会える機会というのも、私も大事にしていきたいと思っておりますので、コロナ対策をしながら、今回は1時間という時間で二十歳の方々に喜ぶ時間を作ってあげたいと考えてございます。

- 教育長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「その他」の報告事項ですけれども、教育委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

- 教育総務課長 265ページを御覧いただければと思います。一番上に修正箇所がございます。今回の9月9日金曜日、今の感染状況が拡大しない限りにおきましては、以前から予定をし

ております、第三中学校の視察を行いたいと考えてございます。

そのため、今まで時間が決まっていなかったけれども、まず、１３時から教育委員会の定例会を行った後、協議会という形で１３時５０分以降、第三中学校を視察させていただければと思っています。

もう１点は、荒川リバーサイドマラソンでございます。１１月２０日を予定していたのですが、１１月２０日には違うマラソン大会が同じ場所で固まってしまったようで、一週前倒しをしたと聞いているところでございます。

日程の変更については以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長 そのほか、教育委員の先生方から何かございますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして、教育委員会令和４年第１６回定例会を閉会とさせていただきます。傍聴人の方々につきましては、御退席をお願いいたします。ありがとうございました。

—了—